



東京都福祉保健局

Bureau of Social Welfare and Public Health

音声読み上げ・文字拡大 都庁総合トップページ

English サイトマップ  検索

各種申請様式 資格・試験・免許 施設案内

福祉保健の基盤づくり 高齢者 障害者 子供家庭 生活の福祉 医療・保健 健康・安全 環境・衛生

現在のページ 東京都福祉保健局 > 生活の福祉 > 戦争犠牲者の援護等 > 戦没者等のご遺族の皆さまへ

## 生活の福祉

### 戦没者等のご遺族の皆さまへ

#### 第十回特別弔慰金が支給されます

##### ○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとします。

##### ○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を

取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面 25 万円、5年償還の記名国債

#### 戦争犠牲者の援護等

戦没者等のご遺族の皆さまへ

硫黄島「鎮魂の丘」

～戦没者等の妻及び戦没者の父母等の皆様へ～「戦没者等の妻に対する特別給付金」及び「戦没者の父母等に対する特別給付金」が支給されます

軍歴証明について

旧軍人恩給について

平成27年度 国主催 慰霊巡拝の参加者 募集について

平成27年度 東京都 硫黄島戦没者追悼式の参列者募集について

東京都戦没者霊苑

慰霊碑「東京之塔」のあらまし

○請求期間 平成 27 年4月1日から平成 30 年4月2日  
(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができ  
なくなりますので、ご注意ください。)

○請求窓口 お住まいの市区町村の援護担当課

※なお、平成32 年4月1日を基準日とする特別弔慰金につい  
ては、平成 32 年4月1日から請求受付を開始する予定です。


請求手続など詳しくは、以下までお問い合わせください。

東京都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給係

電話 03-5320-4077

#### お問い合わせ

このページの担当は 生活福祉部 計画課 援護恩給係 です。

 [このページのトップに戻る](#)

[サイトポリシー](#) | [個人情報保護方針](#) | [お問い合わせ](#) |

東京都福祉保健局 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

Copyright © 2009 Bureau of Social Welfare and Public Health, Tokyo Metropolitan Government. All rights reserved.

(厚生労働省ホームページ)

### 請求に必要な主な書類等

#### ●請求書類等(市区町村の援護担当課に備え付けています)

1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
2. 第十回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
3. 戦没者等の遺族の現況等についての申立書
4. 特別弔慰金請求同意書(同順位者がいる場合)

#### ●戸籍書類等

「平成27年4月1日(基準日)現在の請求者の戸籍抄本」等、必要な書類があります